

○名寄市立大学学長選考規程

平成 19 年 8 月 1 日

改正 平成 30 年 6 月 6 日

改正 平成 31 年 2 月 6 日

(目 的)

第 1 条 この規程は、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 3 条第 1 項及び第 2 項並びに同法第 7 条の規定に基づき、名寄市立大学（以下「本学」という。）の学長の選考及び任期に関する事項を定めることを目的とする。

(選考の事由)

第 2 条 学長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合にこれを行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が欠員となったとき。

2 学長の選考は、前項第 1 号に該当する場合においては任期満了の 60 日前までに、同項第 2 号又は第 3 号に該当する場合においては速やかに、これを行わなければならない。

(学長の資格)

第 3 条 学長は、人格が高潔で学識が優れ、かつ教育行政に関し識見を有する、本学内外の大学教授の経験のある者、あるいはそれと同等と認められる者とする。

(学長候補者の推薦)

第 4 条 学長候補者は、名寄市立大学教授会（以下「教授会」という。）構成員の推薦によるものとする。

2 前項の推薦は、教授会構成員 1 名につき被推薦者 1 名とし、原則として被推薦者の内諾を得たうえ、記名によりこれを行う。

(選考の方法)

第 5 条 教授会は、前条の規定に基づき推薦された学長候補者全員について、学長を選考するための選挙を行う。

2 前項の選挙権を有する者(以下「選挙権者」という。)は、休職者、外国出張者、国内研究員として出張中の者を除く、教授会構成員とする。

3 選挙は、前項における選挙権者総数の 3 分の 2 以上の投票をもって成立する。

4 選挙は、単記無記名の投票によりこれを行い、選挙権者総数の過半数を得た者を当選者とする。

5 前項の投票において過半数の票を得た者がいない場合には、得票多数の者 2 名（ただし、末位に得票同数の者があるときはこれを加える。）についてさらに投票を行い、投票総数のうち有効投票数の過半数を得た者をもって当選者とする。

6 推薦された学長候補者が 1 名の場合には、その者について賛否の投票を行い、選挙権者総数の過半数の賛成を得たときは、これを当選者とする。

(選挙管理委員会)

第 6 条 前条に規定する学長選考のための選挙を管理するため、教授会は学長選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、各学科及び教養教育部それぞれから選出された委員 5 名をもって構成する。

3 委員が学長候補者に推薦された場合には、その者は委員を辞退するものとし、教授会は委員の補充者を選出する。

4 委員会に委員長を置くものとし、委員の互選によりこれを決定する。

5 委員会の設置は、第2条第1項第1号の場合には、任期満了の4カ月前までに、同条第2号及び第3号の場合には速やかに行う。

(学長予定者の決定)

第7条 委員長は、第5条による選挙の結果を速やかに教授会に報告する。

2 教授会は、選挙の当選者を学長予定者として決定する。

(学長の任期)

第8条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き6年を超えて在任することはできない。

(補 則)

第9条 この規程の施行について必要な事項は、教授会の議を経て学長が別に定める。

第10条 この規程の改正は、教授会においてその構成員の3分の2以上の賛成がなければこれを行うことができない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年8月1日から施行する。

(任期)

2 この規程の施行時に学長である者の任期は、平成22年3月31日に満了するものとする。

(選挙管理委員会)

3 この規程にかかわらず規程第6条に規定する選挙管理委員会の実務は、市立名寄短期大学学長選考規程第6条に規定する選挙管理委員会と合同して行う。

附 則 (平成30年6月6日)

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (平成31年2月6日)

この規程は、公布の日から施行する。